

No.	質問	回答
1	国や県、他の市町の補助金との併用は可能ですか。	併用しようとしている補助金等によって対応が異なりますので、国又は県、市町の事業担当窓口事前に お問い合わせください。なお、国の補助金については、補助対象の範囲が重なる場合は併用できません。
2	賃貸物件も対象になりますか。	申請者と建物の所有者が異なる場合は、所有者の承諾を受けることで補助対象とすることができます。
3	賃貸集合住宅は対象になりますか。	戸建て住宅が対象となります。 なお、賃貸物件については、事業者用で申請してください。ただし、事業者ではない入居者等が占有する設備は補助対象外となります。
4	多久市に申請書を提出してから交付決定されるまでどれぐらいかかりますか。	申請書類が多久市に到達した日の翌日から起算して概ね1ヶ月以内を目途に交付決定を行います。ただし、申請書類に不備不足がある場合は、この限りではありません。
5	事業着手とはどの段階を指しますか。	事業着手とは、相手方との契約締結行為又は工事着工日のいずれか早い方を指します。 また、太陽光発電設備の工事着工日は、太陽電池モジュールの架台や、パワーコンディショナーへの配線工事などの関連工事が開始される日をいいます。 契約を担保するような仮契約や預り金・手付金の支払い、契約を前提とした系統連系申込み等についても事業着手（契約締結行為）とみなします。 なお、新築については、交付申請時点で建築本体内工の契約・着工がされている場合でも太陽光・蓄電池の事業着手前であれば申請可能です。
6	新築等で交付申請時点の住所と異なる場合はどうしたらよいか。	新築等の建物が所在する市町に申請してください。なお、実績報告までに当該建物を所有しておく必要があります。
7	店舗兼住宅に設置する場合の取扱いはどうなりますか。	原則、事業者での申請となります。ただし、店舗部分と住宅部分で電力の契約等が明確に分けられており、太陽光で発電した電気が住宅部分のみに供給される場合は個人の区分で申請可能です。また、事業者用と個人用それぞれで申請することも可能です。
8	何をもって事業の完了となりますか。	設備の引き渡し、設置事業者への支払いをもって事業の完了となります。
9	ローンやクレジットによる支払いの場合も対象となりますか。	原則、実績報告時までに支払いを完了しておく必要があります。ただし、初めから設備が申請者の所有となる場合に限り、ローンやクレジットによる支払いも補助対象として認めます。
10	太陽光発電設備の増設は対象となりますか。	増設は対象外です。
11	余剰電力を売電することはできますか。	太陽光発電設備を導入する事業所において当該設備で発電する電力量の30%以上を自家消費する必要があります。その上で、余剰電力が生じる場合に、自家消費割合が30%未満にならない範囲で売電等をすることは可能です。ただし、再エネ特措法に基づくFIT制度又はFIP制度の認定を取得したものは補助の対象外となります。
12	設置できる太陽光パネルに上限はありますか。	太陽電池モジュールの公称最大出力の合計値又はパワーコンディショナーの定格出力の合計値のいずれか低い値が10kW未満が補助対象です。 なお、自家消費を目的とした太陽光パネルの設置が対象となるため、自家消費の範囲内（電力使用量≧発電見込み量）で交付決定させていただく場合があります。
13	太陽光発電設備又は蓄電池のどちらかのみを設置する場合、対象となるか。	太陽光発電設備と蓄電池を同時に設置することが要件となりますので、補助対象外となります。

No.	質問	回答
14	複数の事業者から見積書をとる際、見積りはすべて県内企業である必要があるか。	県内企業から見積書をとるよう努めてください。なお、県外企業に発注契約等する場合は、契約締結前に佐賀県ローカル発注促進要領様式2の「県外企業と契約する理由書」を提出してください。
15	夫婦共有名義や二世帯住宅の場合はどのように申請したらよいか。	原則、代表者1名を申請者として申請してください。 ただし、建物が別で電気料金の支払い契約が完全に分かれていれば、世帯別にそれぞれでの申請も可能です。
16	既存設備の撤去は交付対象になりますか。	必要最小限度の範囲の取り外し・処分費用は対象となります。